

「大阪府個人情報保護条例の改正(案)」に対する府民意見等と大阪府の考え方について

【実施概要】

実施期間:令和4年8月12日(金曜日)から令和4年9月10日(土曜日)まで

募集方法:(1)インターネット申請 (2)郵送 (3)ファクシミリ

募集結果:インターネット申請でのご意見:3件 持参されたご意見:1件 合計4件

NO.	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
3. 条例の改正内容案		
(2) 定義		
1	<p>大阪府は、府内のリサーチ会社が同和地区の所在地等を調査・報告していた事実が発覚したことから、平成23年に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を改正。土地調査等を行う者を規制の対象としたが、未だに事業者が土地取引に関連して、大阪府や市町村に同和地区の有無を問い合わせるという行為が発生している。</p> <p>今般の個人情報保護法制の改正は、高度情報通信社会の進展に伴う様々な問題への対応という点に関しては、一定理解を示したい。しかしながら、部落差別の解消と人権確立社会の実現をめざす私たちとしては、「大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)」の解釈と運用に関して「同和地区(旧同和对策事業対象地域)の所在地情報」の取り扱いについて、時代を先取りした貴庁としての取り組みが大きく後退するのではないかとこの危惧を抱いている。</p> <p>2007年1月31日付で宅地建物取引業者向けに示された通知(建振第1901号)などを皮切りに、顧客の求めに応じて、同和地区の所在地を問い合わせたり、情報を収集したり、教えたりする行為については「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の改正により、差別につながる土地調査に対する規制が図られてはいる。</p> <p>とはいえ、ネット上では「同和地区の所在地情報」が何の規制もなく流布されていて、これが住民票その他と結合することにより、特定個人が旧同和对策事業対象地域の出身者であることを「容易」に判明してしまう懸念が、現実問題として横たわっている。</p> <p>これまで「旧同和对策事業対象地域の所在地名」を「条例」における「社会的差別の原因となる恐れのある個人情報」に該当すると規定していたが、個人情報保護法制の一元化により、上記の規定が除外されることは非常に遺憾である。</p> <p>「条例」の実施機関として、改正後においても、上記の懸案課題への対応策を求めるものである。</p>	<p>国(個人情報保護委員会)の解釈によると「旧同和对策事業対象地域の所在地名」そのものにつきましては、個人情報保護法における「個人情報」に該当しなくなります。</p> <p>しかし、当該所在地名は、結果的に当該地区にお住まいの住民に結びつき、住民の権利利益を侵害するおそれがあることから、法及び条例改正後も府がこれまで取り組んできた考え方が後退することのないよう、不適正事案があれば法を所管する国がしっかり対応すべき案件として申し入れていくほか、庁内において連携しながら取り組んでまいります。</p>

NO.	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
2	<p>現在、「全国部落調査」復刻版出版事件裁判の控訴審が行われています。これは被差別部落の地名リストを掲載した書籍出版や個人情報などをネット上に公開するのはプライバシー侵害であるとして全国の被差別部落出身者235人が原告となって川崎市の出版社を訴えているものです。控訴審では「地裁判決」では認められなかった「差別されない権利」を認めるよう訴えが行われています。</p> <p>さて、大阪府個人情報保護条例(以下「条例」という。)では、「旧同和对策事業対象地域の所在地名」について「条例」における「社会的差別の原因となる恐れのある個人情報」に該当すると規定していました。しかし、今回の改正でこの規定が除外されることとなります。</p> <p>一方で、法務省は、ネット上での同和地区に関する識別情報の摘示は、それ自体が人権侵害の恐れが高い、違法性があるものであり、目的の如何を問わず削除要請の対象になるとの考えを示しています。</p> <p>依然として各市町村の窓口などで「同和地区がどこにあるか」と問い合わせる行為(以下「問い合わせる行為」という。)は後を絶っていません。</p> <p>「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例(以下「規制条例」という。)」により、差別につながる土地調査に対する規制は図られています。あくまで土地取引に係る事業者等には効力を発揮したとしても、「規制条例」では対象外となる、府民等の問い合わせる行為に対して、どのような対応をされることになるのでしょうか。</p> <p>これまで部落差別事象に係る調査行為をなくすため、時代を先取りして取り組みを進めてきた大阪府として、今般の条例改正にあっても、これまでの取り組みが後退することがないように対応策について要望します。</p>	<p>国(個人情報保護委員会)の解釈によると「旧同和对策事業対象地域の所在地名」そのものにつきましては、個人情報保護法における「個人情報」に該当しくなくなります。</p> <p>しかし、当該所在地名は、結果的に当該地区にお住まいの住民に結びつき、住民の権利利益を侵害するおそれがあることから、法及び条例改正後も府がこれまで取り組んできた考え方が後退することのないよう、不適正事案があれば法を所管する国がしっかりと対応すべき案件として申し入れていくほか、庁内において連携しながら取り組んでまいります。</p>
3	<p>大阪府個人情報保護条例改正(案)について意見を提出いたしますので、お取り計らいの程よろしくお願いたします。</p> <p>改正(案)の概要における3条例の改正内容案の(2)定義において、「条例要配慮個人情報については、規定した場合の効果が実施機関の内部管理の範囲に留まることや府として地域特性等を踏まえた規定の必要性が認められなかったことから規定しない予定です。」とあります。</p> <p>しかし、現行の大阪府個人情報保護条例には、第2条第2項イ「ア」に掲げるもののほか、社会的差別の原因となるおそれのあるもの」という要配慮個人情報の規定があります。そしてその解釈運用基準では、本号イの「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とは、その内容が客観的に明らかであるとはいえないが、例えば、出身地、門地、精神的な悩み等に関する情報のうち不当な社会的差別の原因となるおそれがあるもの等が該当すると考えられる。</p> <p>なお、旧同和对策事業対象地域の所在地名については、当該情報からは特定個人が直接識別されないが、住民票その他と結合することにより、特定個人が旧同和对策事業対象地域の出身者であることが判明することから、この規定に該当するものである。</p> <p>とされています。</p> <p>現在では、性の多様性の情報を本人の了解なく第三者に提供することで命をも奪ってしまう事件が発生しています。また個人の精神的な課題を職場でむやみに暴露する事件も起こっています。このように様々な要因による問題が社会的差別となって顕在化しています。</p> <p>また、同和地区の所在地にあつては、その情報が個人の住所や出身地などと照合されることによって差別の原因となっています。このことは、行政書士等による戸籍不正請求事件や、調査会社による「部落地名総鑑」の保持事件、そして「部落地名総鑑」の内容をインターネット上で掲示している事件の続発で明らかです。特に部落差別については、西日本での発生が多く、地域的な傾向があることは法務省の部落差別実態調査でも明らかになっています。</p> <p>このような状況から、個人情報保護法第2条第3項及び政令第2条に規定する配慮個人情報の定義では不十分です。大阪府個人情報保護条例において、社会的差別の多様性や地域特性から、現行の「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を改正条例に規定する必要があると考えます。</p>	<p>ご指摘のありました「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」という規定を条例要配慮個人情報として規定する点についても検討いたしました。国(個人情報保護委員会)との協議も踏まえ、現行条例のような包括的な規定は置くことができないと判断しました。</p> <p>しかし、現行条例において「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」とされる情報については、取扱いに配慮すべき情報であると考えており、大阪府としては、これらの情報につきましても、これまでどおり特に配慮しながら取り組んでまいります。</p>
その他		

NO.	ご意見・ご提言の内容	大阪府の考え方
4	<p>条例の改正内容案について(具体案情報が少なすぎ。)</p> <p>この法改正により、地方公共団体が法の適用をうけるのに改正内容案の(12)項目に明記されていないのはおかしいと思います。</p> <p>13項目に地方公共団地の運用についても明示してほしい。</p> <p>又、(9)の審議会についても大阪府個人情報保護審議会条例を制定するそうなのですが、今回の改正案の概要に添付がなく、明示していないのはおかしいと思います。<u>概要とセットで明示してほしい。</u></p> <p>(その後の連絡はございません(意見に対する反応もありません))</p>	<p>いただいた内容については、ご意見として承りました。</p>